

仙台市農業委員会第 15 回総会議事録

I. 開催日時 令和元年 8 月 30 日（金曜日）午後 1 時 30 分から午後 2 時 57 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (18 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江	7 番 加藤 和彦	8 番 菅野 則義
	9 番 郷古 雅春	10 番 佐藤 千治	12 番 佐藤 とみ
	13 番 品川 忠夫	14 番 鈴木 通	15 番 鈴木 正年
	16 番 高橋 勝彦	17 番 松原 菊男	18 番 嶺岸 若夫
	19 番 結城 一吉		

IV. 欠席委員 (0 人)

V. 遅参委員 (1 人) 14 番 鈴木 通

VI. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 3 号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件
 - 第 4 号議案 土地区画整理事業予定地内の農地の取り扱いに係る意見を求める件
 - 第 5 号議案 農地利用最適化推進委員の辞任について
 - 第 6 号議案 農地利用最適化推進委員の辞任に伴う欠員補充の実施について
5. 報告
 - (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
 - (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続）による届出
 - (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知
 - (5) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件
 - (6) 令和元年度農地パトロール（利用状況調査）の実施結果について
 - (7) 第 14 回総会における第 4 号議案に係る回答について
 - (8) 第 2 回企画検討チーム会議報告
 - (9) 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について
6. その他

- (1) 会長報告
- (2) 農業委員会関係出張等の復命
- (3) 事務局からの連絡事項
 - ①市内農地全域現地調査会の日程変更について
 - ②イノシシの解体について
 - ③レクリエーション農園について

VII. 農地利用最適化推進委員

齋藤 重行 大友 哲

VIII. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 能夫	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菅原 喜美男
農地係主任	伊藤 秀宣	農地係主事	羽澤 明子
農地係嘱託	庄子 尚		

IX. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後 1 時 30 分)
司会：主幹兼振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第 15 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会会長佐々木均から、ごあいさつを申し上げます。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：主幹兼振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、欠席届出はありませんが、14 番鈴木通委員が遅れています。18 人中 17 人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに、ご異議ありませんか。	
	(異議なし)	
議 長	それでは、16 番高橋勝彦委員、17 番松原菊男委員を指名いたします。	
議 長	議事に入ります。	(午後 1 時 33 分)

第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。それでは、調査委員会の報告を19番結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。

結城一吉委員
(第一調査委員会
委員長)

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。

調査委員会を、8月23日に実施いたしました。

調査は、3番赤間敬委員、5番大里重市委員、13番品川忠夫委員の3名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が4件、贈与による規模拡大が1件、賃貸借権の設定による新規就農が2件の計7件です。番号1番から3番までを、3番赤間敬委員から、番号4番と5番を、5番大里重市委員から、番号6番と7番を、13番品川忠夫委員から報告します。

赤間 敬委員
(3番)

番号1番から3番までを私から報告します。

番号1番と2番は関連していますので、一括して報告します。賃貸借権の設定により新規就農するものです。新規就農であることから聞き取り調査を実施しました。譲受人は一般法人で、現在トラクター2台、耕うん機2台を所有し、役員1名で農地を賃貸借により新規に就農をするものです。法人の代表が所有する農地を賃貸借する申請で、今回、農地法の許可申請と同時に農業振興課に法人での認定農業者の申請が出されており、こちらは8月10日付けで認定となっております。番号1番は申請農地に第3号議案で農業用施設用地への計画があり、その面積を除いての賃貸借となります。番号2番については、利用権で賃貸借権の設定がされておりましたが、今回18条6項の通知により合意解約ができております。8月20日に栗原茂農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、贈与により規模拡大を図るものです。分家が相続で取得した農地を本家へ贈与するものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で66アールの農地を稲作主体に耕作しています。8月20日に太田勝農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく許可相当と調査いたしました。

大里重市委員
(3番)

番号4番と5番を私から報告します。

番号4番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で393アールの農地を耕作しています。8月20日に栗原茂農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。土地改良区から農地異動確認書が提出されておりますことを申し添えます。農地法第3条第2項の各号については、

別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在、耕うん機1台を所有し、田植えと収穫については、作業委託により、家族2人で73アールの農地を耕作しています。申請地は利用権での賃貸借権の設定がありましたので、今回18条6項の通知により合意解約がでております。8月20日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。土地改良区から農地異動確認書が提出されておりますことを申し添えます。農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(鈴木 通委員入室)

(午後1時40分)

品川忠夫委員
(13番)

番号6番と7番を私から報告します。

番号6番は、売買により規模拡大を図るものです。所有者が、平成29年に相続した農地を売却するものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で52アールの農地を耕作しています。8月20日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。土地改良区から農地異動確認書が提出されておりますことを申し添えます。農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号7番は、売買により規模拡大を図るものです。面積が大きいことから聞き取り調査を実施しております。譲受人は、現在トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、1人で401アールの農地を耕作しています。今回、自宅の近くにある農地を売買により取得して粟を栽培するものです。土地は、造成等をしないで、現状のまま利用していくということです。8月20日に本間昭農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

以上、7件、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等
はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案について、許可
することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時45分)

議 長

続きまして、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。

結城一吉委員

第2号議案の調査結果について報告します。

(第一調査委員会
委員長)

調査は、4番大泉権吾委員、15番鈴木正年委員と私(結城一吉委員)の3名で調査を行いました。

今回の申請は、駐車場に転用するものが1件、資材置場に転用するものが1件の合計2件です。番号1番と2番を、4番大泉権吾委員から報告します。

大泉権吾委員
(4番)

番号1番は、駐車場に転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、集落に接続し街区がある程度形成されていることから、第3種農地と判断しました。申請は、社屋に隣接する畑524㎡を中古車販売・修理業を営む法人が転用し、展示車等21台に240㎡、通路等に284㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号2番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑366㎡と隣接する宅地612.01㎡を含めた事業面積978.01㎡を、石材業の会社が転用し、資材置場に630.01㎡、通路等に348㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

以上、第2号議案、2件よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。
第2号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時50分)

議 長

続きまして、第3号議案仙台農業振興整備計画の変更に伴う意見を求める件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。

結城一吉委員
(第一調査委員会
委員長)

第3号議案の調査結果を報告します。

調査は、4番大泉権吾委員、15番鈴木正年委員と私(結城一吉委員)の3名で、聞き取り調査については全員で、経済局農政企画課から説明を受けて調査を行いました。農用地区域からの用途区分変更が1件です。

調査結果については、15番鈴木正年委員から報告します。

鈴木正年委員
(15番)

第3号議案の調査結果を報告します。

農用地区域の用途区分変更により農業用機械格納庫を整備するものです。

第1号議案の番号1番において、農地での賃貸借の対象外としている土地で、農業用機械格納庫を増設する必要があることから、今回、用途区分の変更を行うものです。以上、用途区分変更1件について、農振除外の5要件を満たしているものです。なお、農業振興地域整備計画の変更後に農地法第4条許可申請の手続きが必要になります。農用地利用計画変更申出書など関係書類を検討した結果、「やむを得ない」と調査いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

第3号議案について調査の結果、「やむを得ない」と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。第3号議案について、やむを得ないとの意見に、異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第3号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件について、「やむを得ない」との意見を付すことに決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時53分)</p>
議 長	<p>続きまして、第4号議案土地区画整理事業予定地内の農地の取り扱いに係る意見を求める件について、を上程いたします。</p> <p>調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。</p>
結城一吉委員 (第一調査委員会 委員長)	<p>第4号議案の調査結果を報告します。調査は、4番大泉権吾委員、15番鈴木正年委員と私(結城一吉)の3名で、事業者から説明を受け調査を行いました。土地区画整理事業の概要については別紙のとおりです。仙台市長喜城東土地区画整理組合の設立に伴うもので、同組合設立準備委員会から、農地の取り扱いについて意見を求められているものです。土地区画整理事業計画概要書など関係書類を検討した結果、次のとおりの意見を付すことと調査をいたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施行後も農地として利用するときは、耕作に支障のないように換地されるとともに、換地後に転用する場合には、事前に農地法の転用手続きを行うこと。 2 施行地域内に小作地等が存在する場合は、関係者と話し合いのうえ、後日、紛争等が生じないよう充分配慮すること。 3 施行区域外農地への汚水の流出防止対策を施すなど、用排水の確保について支障のないよう万全な配慮をすること。 <p>以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>第4号議案について、調査の結果、「1から3のとおり意見を付す」と調査の報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので採決します。第4号議案について、1から3の意見を付すことに、異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第4号議案土地区画整理事業予定地内の農地の取扱いに係る意見を求める件について、「1 施行後も農地として利用するときは、耕作に支障のないように換地されるとともに、換地後に転用する場合には、事前に農地法の転用手続きを行うこと。2 施行地域内に小作地等が存在する場合は、関係者と話し合いのうえ、後日、紛争等が生じないよう充分配慮すること。3 施行区域外農地への汚水の流出防止対策を施すなど、用排水の確保について支障の</p>

ないよう万全な配慮をすること。」との意見を付すことに決定いたします。

(午後 1 時 56 分)

議 長

続きまして、第 5 号議案農地利用最適化推進委員の辞任について、を上程いたします。事務局から報告願います。

事務局
主幹兼振興係
長

令和元年 8 月 7 日に、長町区域の菅井孝彦農地利用最適化推進委員から、裏面のとおりに辞任届が提出されました。辞任理由については（ご家族の健康上の問題で職務を遂行できないとのことから）、正当な理由であると事務局で確認しました。農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により、農業委員会が、この辞任届に対し同意するとしてよろしいか、ご審議をお願いいたします。

議 長

この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので、採決します。

第 5 号議案について、承認することに、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 5 号議案農地利用最適化推進委員の辞任については、承認と決定します。

続きまして、第 6 号議案農地利用最適化推進委員の辞任に伴う欠員補充の実施について、を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。

事務局
主幹兼振興係
長

— 説明 —

第 5 号議案でご承認いただいたとおり、令和元年 8 月 30 日付で辞任することから、欠員補充を実施することについて承認を求めます。

議案の裏面をご覧ください。農地利用最適化推進委員の辞任に伴う欠員補充の実施について説明します。欠員補充の考え方ですが、長町区域の推進委員の定数は 1 名であり、今回の辞任により推進委員が不在となり、所掌事務を適切に処理できなくなることから、速やかに後任の推進委員を委嘱することが必要であるため欠員補充の実施を提案しています。

1 概要ですが、区域は長町区域、人数は 1 名、任期は委嘱日から令和 3 年 7 月 14 日までです。

2 スケジュールですが、本日の総会でご承認いただきましたら、9 月中旬に「農地利用最適化推進委員候補者選定委員会」を開催し、10 月に募集、11 月中旬に 2 回目の選定委員会で候補者を選定し、11 月 22 日の役員会で報告、11 月 27 日の総会で承認をいただく予定としております。

以上、ご審議をお願いします。

議 長	この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。
菅野則義委員 (8番)	長町区域ですが、この推進委員は、絶対必要でしょうか。
事務局	農地利用最適化推進委員は地域に根ざした活動を行っていただきます。長町地区にも農業委員がありますが、推進委員をサポートする役割であり、地域に密着した活動をする推進委員は、必要だと考えております。
議 長	役員会でも必要と判断しています。任期が2年近くあり、長町区域で支障が出ないように募集をしていきたいと考えています。他にご質問・ご意見等はございませんか。
	(質問・意見なし)
議 長	それでは、質問等がありませんので、採決します。 第6号議案について、承認することに、異議のない方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第6号議案農地利用最適化推進委員の辞任に伴う欠員補充の実施については、承認と決定します。
	(午後2時02分)
議 長	続きます、報告事項に入ります。まず、農地関連からで、 (1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(5)相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件までを事務局から報告願います。 なお、質問については説明後、一括して受けます。
事務局 農地係長	それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。 (1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり、番号4034から4039まで6件の届出がありました。転用目的の内訳は、駐車場への転用が3件、一般住宅への転用が2件、共同住宅への転用が1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。 続きます、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから6ページに記載の通り、番号5069から5080まで12件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が7件、店舗への転用が2件、共同住宅・駐車場・公衆用道路への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決に

より全件受理しております。

続きまして、(3)農地法第3条の3の規定(相続)による届出については、7ページに記載のとおり4件の届出がありました。すべて相続による権利の取得となっております。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、8ページに記載のとおり4件ありました。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、(5)相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件については、9ページから10ページに記載のとおり1件ありました。詳細は別紙報告書のとおりです。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(5)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようです。

次に(6)令和元年度農地パトロール(利用状況調査)の実施結果について、(7)第14回総会における第4号議案に係る回答について、を事務局から、(8)第2回企画検討チーム会議報告を松原企画検討チーム長から報告願います。(9)農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出については私が説明します。なお、質問については説明後、一括して受けます。

(2:10)

事務局

— 説明 —

(6)令和元年度農地パトロール(利用状況調査)の実施結果について

農地係長

— 説明 —

(7)第14回総会における第4号議案に係る回答について

議 長

この件について、調査した嶺岸第二調査委員会委員長、どうですか。

嶺岸若夫員
(第二調査委員会
委員長)

今後、調査委員会においては、その後に疑義が生じないように、適切な聞き取り調査を徹底して行ってまいります。また、調査委員会終了後でも、疑問点や気付いた事などがあれば、総会の場ではなく、事務局に予め問い合わせしていただければと思います。

議 長

役員会でも話が出ましたが、調査委員会にあたらぬ委員に対しても、どういう案件が出るか、事前に議案書(予定)の送付について、考えていきたいと思っております。では、次に松原企画検討チーム長、報告をお願いします。

松原企画検討
チーム長

— 説明 —

(8)第2回企画検討チーム会議報告

佐々木会長	— 説明 — (9)農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について
議 長	(6)令和元年度農地パトロール（利用状況調査）の実施結果について、から(9)農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について、までご質問等はありませんか。
大泉権吾委員 (4番)	遊休農地と荒廃農地の使い分けを教えてください。
事務局	遊休農地は農地法で1号遊休農地、2号遊休農地に分類され、荒廃農地は荒廃農地調査でA,B分類に定義されています。B分類は遊休農地ではなく、1号遊休農地とA分類が同一の定義となっています。なお、定義についてまとめた資料がありますので、後で配布します。
大泉権吾委員 (4番)	11月の視察研修会の美里町農業委員会は、何の話聞きに行くのですか。
事務局	農地の利用集積が担い手に非常に進んでいるので、その話を聞きに行きます。
議 長	他にご質問等はありませんか。なければ、以上で報告事項を終了いたします。 (午後2時35分)
議 長	続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。 (1)会長報告を私から（佐々木均会長）報告します。資料5をご覧ください。
会 長	(会長報告)
議 長	次に(2)農業委員会関係出張等の復命について 加藤和江委員から8月22日の東北・北海道ブロック農業委員会女性委員等研修会及び8月23日の第2回市町村農業委員会女性委員等研修会の報告をお願いします。
加藤和江委員	— 報告 —
議 長	次のページに、太田勝推進委員と庄子亮一推進委員が8月8、9日に出席した、秋田県での「農地中間管理事業と農地整備事業との連携に関する現地検討会」の復命書については、後をご覧ください。 次に(3)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局	<p>(3) 事務局からの連絡事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市内農地全域現地調査会の日程変更について ② イノシシの解体について ③ レクリエーション農園について ④ 9月～10月の予定表 ⑤ 他市町村農業委員会だより等（広島市、盛岡市）
議長	<p>その他についてご意見、ご質問等がございますか。</p> <p style="text-align: center;">（意見なし）</p>
議長	<p>質問等はないようですので、その他について終了いたします。</p> <p>他に何かありますか。</p> <p>なければ以上で全てを終了いたします。</p>
司会：主幹兼振興係長	<p>それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理者からお願いします。</p>
中野会長職務代理者	<p>以上をもちまして、仙台市農業委員会第15回総会を閉会します。</p>
<p>閉 会 （午後2時57分）</p>	